

大原記念奨学生志願書（１）

写 真 貼 付 写真の裏に氏名を記入 最近3ヶ月以内撮影 上半身脱帽のもの	ふりがな			生 年 月 日
	氏 名			年 月 日 (満 才)
	現住所	〒		
	TEL () 携帯電話 ()			
弊社記入欄 	緊急連絡先 (実家)	〒		
	TEL ()			
	E-mail			
学校名	大 学	学 部	学科	課程
	大学院	研究科	専攻	
指導教官名 (役職)				
指導教官 連絡先 (所属)	〒			
	TEL ()	FAX ()		
	E-mail			
学 歴 (義務教育終了以降)	西暦	年 月	学 校 名 (研究科・学部、学科、専攻、コース)	備 考
職 歴	勤務先、期間、職務の内容をご記入下さい (アルバイト含む)			
学 業	得意学科	不得意学科	履修語学 (得意なものに○)	
特 技 資 格	TOEICスコア 点			
スポーツ			趣味	
			嗜好	
等学 の会 経発 験表	学会発表の経験や今後の予定があればご記入下さい。			

ご記入いただいた情報の管理には万全を期し、奨学生選考以外の目的に使用することは一切ありません。

大原記念奨学生志願書（２）

ふりがな	
氏 名	

（１）大原記念奨学生を志望する理由をご記入下さい。また、当社へ入社の希望があるかをご記入下さい。

（２）あなたが学生時代にチャレンジしたことを記入してください。
※あなたの役割と、周りの人との関係性も含めて具体的に記入してください。

（３）クラレは「世のため人のため、他人（ひと）のやれないことをやる」という企業文化を大切にしています。
あなたがこれまでの人生の中で、'他人とちがう価値'を発揮したり、大切にした経験を自由に記入してください。

部・同好会等 活動の経験	名 前	内 容	役割、出場大会等		
健康	極めて頑健	頑健	普通	やや弱い	弱い
	心身の健康について会社が知るべき（特に留意すべき）事項があればお書き下さい。				

大原奨学生志願書（１）、（２）の記載事項は事実と相違ありません。

西暦 年 月 日 氏名 印

ご記入いただいた情報の管理には万全を期し、奨学生選考以外の目的に使用することは一切ありません。

推薦明細書

作成者 氏名 _____ 印

大学院 学部		専攻 学科	氏 名	出身高校又は大学			
専攻学科及び実習	特に研究した学科または研究題目			指導教授			
	卒業論文の題目			指導教授			
	工場実習内容、期間			会社及び工場名			
	勉学態度			出欠状況			
	成績			序列 ／ (学部または学科中)			
適性	本人に適すると思われる将来の進路をご記入下さい。						
(尺度の上に○をつけ ください)	性	交際範囲 が広く、 浅い		交際範囲 が狭く、 深い	考える より行動 する		掘り下げ て考える
	格	あっさり している		粘り強い	思い切り がよい		見通しを つける
その他 (あれば)							

推 薦 書

株式会社 クラレ

代表取締役社長 川原 仁 殿

学校、推薦教授

_____ 印

在籍学部、学科、専攻

氏 名 _____

上記の者は、下記の理由に依り大原記念奨学金貸与規定に基づく奨学生として適任と認め推薦致します。

〔理 由〕

〔註〕 理由は成績、修学状況、人物、健康、学資の状況等より見てご記入下さい。

大原記念奨学金貸与規定

- 第1条 この大原記念奨学金制度は故大原孫三郎・總一郎両氏の功績を記念し、優秀な学生が学業に専念することを援助し、将来有為な人材を育成することを目的とする
- 第2条 奨学金の貸与は、次の各号に該当する者から下記第4条により決定する
1. 修学・研究に旺盛な熱意と強固な意志を有し、成績優秀かつ心身共に健全な者
 2. 学業に専念するための経済的支援が必要である者
 3. 所定大学の大学院に在学している修士課程在学学生で、所定の分野を専攻している者
- 第3条 奨学金貸与の対象とする大学、専攻および貸与金額等の詳細は募集の都度決定する
- 第4条 奨学金被貸与者(以下奨学生という)は、主任教授ないし指導教授の推薦にもとづき、当社が設ける選考委員会が書類選考および面接によって決定する
- 第5条 奨学生の推薦には、次の各号の書類を必要とする
1. 主任教授ないし指導教授の推薦書および推薦明細書
 2. 当社所定の志願書(1)、(2)、(3)
 3. 本人の写真(最近3ヶ月以内に撮影したもの、上記2号の志願書(1)に貼付)
 4. 成績証明書(学部、修士課程)
 5. 健康診断書
- 第6条 第4条により奨学生として承認された者は保証人連署のうえ別に定める様式により誓約書を提出しなければならない
- 第7条 奨学金の貸与は毎月末、原則として本人の銀行口座への振込みにより行なう
- 第8条 奨学生の修学状態、素行、健康状態、生活状況に重大な変化が生じた場合は、推薦教授はその旨を会社宛連絡しなければならない
- 第9条 奨学金の貸与が終了したときは、別に定める様式により奨学金借用証書を保証人連署のうえ提出しなければならない
- 第10条 奨学金は、原則として、その貸与の終了した1年後より貸与期間の5倍に相当する期間内(但し最高15年を限度とする)に、月賦または半年賦により返還するものとする。但し、特別の事情がある場合は返還を猶予することがある
貸与を受けた奨学金は無利息とする

第 11 条 第 9 条、第 10 条にかかわらず、当社に入社する者については返還を免除する。但し、入社後 3 年以内に本人都合により退社する場合には返還を求めることがある

第 12 条 奨学生が次の各号の一に該当する場合には選考委員会の審議を経て、奨学金の貸与を停止する。

1. 学業成績不良、その他修学上遺憾のある場合
2. 傷病のため修業の見込みがない場合
3. 死亡の場合
4. 所定外の科目に専攻を変更した場合
5. 休学の場合
6. 反社会的行為があつた場合
7. その他上記各号に準ずる場合

第 13 条 前条により停止された奨学金の返還については、その都度決定する

第 14 条 この規定は 2018 年 11 月 16 日より実施する

附 則

1981 年 11 月 1 日	一部改訂
1984 年 3 月 1 日	一部改訂
1985 年 11 月 1 日	一部改訂
1991 年 10 月 16 日	一部改訂
1996 年 3 月 1 日	一部改訂
2007 年 8 月 22 日	一部改訂
2011 年 9 月 15 日	一部改訂
2013 年 9 月 25 日	一部改訂
2015 年 1 月 8 日	一部改訂
2018 年 11 月 16 日	一部改訂

株式会社クラレ